

令和8年度 第1回中央区成年後見制度利用促進委員会 会議記録

●日 時：令和8年6月1日（月）午後6時27分～7時26分

●場 所：中央区役所8階大会議室

●出席者：【委員】13名

宮崎委員長 宮崎 牧子（大正大学人間学部教授）

副宮崎委員長 相原 佳子（野田記念法律事務所）

竹見 敏彦（中央区医師会）

安藤 博規（東京弁護士会）

安井 正登（成年後見センター・リーガルサポート東京支部）

鳥居 理英子（東京社会福祉士会）

前場 京子（中央区心身障害児者の進路と生活を考える会）

植田 朱美（中央区民生・児童委員協議会）

石川 紫（月島おとしより相談センター）

鈴木 崇弘（基幹相談支援センター）

八木 英之（中央区社会福祉協議会在宅福祉部長）

大久保 稔（福祉保健部長）

田部井 久（高齢者施策推進室長）

【事務局幹事】

阿部 志穂（福祉保健部地域福祉課長）

松本 雄太（福祉保健部障害者福祉課長）

左近士 美和（福祉保健部高齢者福祉課長）

金広 路子（福祉保健部介護保険課長）

武田 知子（福祉保健部健康推進課長）

山田 英子（中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長）

（敬称略：順不同）

●傍聴人：0名

●議事次第

1 開 会

2 委員の交代について

3 議 題

(1) 令和6・7年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について

(2) 第3期成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子（案）について

4 閉 会

●配布資料

資料 1	令和 6・7 年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題
資料 2	第 3 期成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子（案）
資料 2-2	計画に盛り込むべき施策の方向性
資料 3	意見票※当日配付
参考資料 1	中央区成年後見制度利用促進委員会委員名簿
参考資料 2	中央区成年後見制度利用促進委員会座席表
参考資料 3	成年後見制度に関する本区の現状データ※当日配布
その他資料	令和 7 年度第 2 回中央区成年後見制度利用促進委員会会議記録※当日配布 令和 7 年度中央区成年後見制度利用促進事業報告※当日配布

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	委員長	開会のあいさつ
2 委員の交代について (会議の公開、傍聴、議事録の作成) (配布資料の確認)	委員長	委員（幹事）の交代について報告を求める。
	地域福祉課長	新任委員（幹事）の紹介
	委員長	委員の出席状況について報告を求める。
	地域福祉課長	委員の出席状況について報告
	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	地域福祉課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	地域福祉課長	傍聴希望なしの旨を報告
		配布資料を確認
3 議題 (1) 令和6・7年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について	委員長	議題(1) 令和6・7年度中央区成年後見制度利用促進事業の成果と課題について説明を求める。
	地域福祉課長	資料1について説明
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	委員	6ページの4の今後の課題・方向性について、「区内における法人後見の実施体制の推進を図る」との記載があるが、具体的にどのような形で実施体制の推進を図るとお考えか。
	委員長	事務局、いかがか。
	すてっぷ中央所長	社会福祉協議会による法人後見の受任も含め、区内において社会福祉協議会以外にも法人後見を実施している、例えば司法

	書士の事業所や弁護士の事業所など、そちらのほうにも働きかけ、法人後見を受任できる団体や事業所を増やしていけるように働きかけを行っていただければと考えている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	8 ページについて、チーム会議の開催と記載があるが、チーム会議開催の招集はどこが働きかけを行ったのか、教えていただきたい。
すてっぷ中央所長	主に社会福祉協議会である。こちらから働きかける場合もあるが、ケースによっては、支援者から、チーム会議を開催してもらえないかと要望が入るケースもあるので、その場合は協力をしている。
委員長	そのほか、いかがか。
副委員長	記載されている達成度や理由、実績・成果等々について、特段異論はない。 全体の感想になるが、ケース会議（臨時会）を1回実施ということで、今後も充実して利用を進めたいというご説明があったかと思う。これから先、法改正の動向にもよるが、結局、それぞれ支援する者の必要性等に関しては、専門家や担当者を交えたチームで協議しなければいけない事案がかなり増えるのではないかと考えている。特に、中核機関の働きに対する期待や要望が増えるのではないかと考えている。個人的には、安定的にできているようなケースは良いが、そうではないケースについては、これから先、誰か一人が判断していくという形ではなく、積極的にチームでの会議等を利用しなければいけないのではないかと考える。チームでの支援については、フットワークを軽くし、専門性を持った方がちゃんと集まれるような体制をぜひ充実していただきたい。 もう1点、成年後見に関する費用助成に関しても充実を期するというので、かなり困難な案件を社会福祉士、弁護士、司法書士の先生たちが受任しているという現状があるので、これに対する評価というのはなかなか難しいところだと思うが、ぜひ中央区も前向きにご検討いただきたい。

委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	チーム会議に関しては、複合的な課題があることなどにより関係機関が多くなってしまう場合には、双方の関係者や、場合によってはご本人も入れて情報共有や役割分担を行っているところである。専門的な助言が必要なケースであれば、臨時会も活用して、丁寧にやっていければと思っている。 費用助成については、中央区は、ほかの区に比べて充実しているほうではあるが、また今後の国の動向や区の状況を見ながら、検討はしていきたいと考えている。
委員	医師の立場からというわけではないが、成年後見制度を利用するということは、医師の診断書が必要で、必ずその診断書を作成する医師がいるということで、質問する。 (申立て以前から) かかりつけ医や専門医がいる被後見人について、本人の健康状態や、認知症や精神疾患等の病状の理解や向き合いに戸惑いがあり、それが(後見人の) 負担になっているということもある。それについては、主に主治医と後見人の間でうまくいっていると考えればよろしいか。それとも、時にはそれ(主治医と後見人の関係)を超えた(後見の診断医としての) 支援が必要か。医師としてこのように動いたほうが良いとか、問題などは上がってきていないか。
すてっぷ中央所長	医師の方にこうしてほしいという具体的な意見や要望は上がっていないが、申立ての段階で診断書を書いていただく際には、本会が間に立って診断書の依頼をすることもある。その後は、ケースにもよるが、後見人や医師(かかりつけ医・専門医)の方を含めた支援者が集まってチーム会議を開いているケースもあるので、連携が必要なケースや医療的な面のアドバイスなどが必要なケースについては、その都度医師の方にもご協力をお願いするという体制を取っている。
委員	3 ページ目について、一番下の今後の課題のところに「困難ケース等」とあるが、困難ケースにおいて特に増加している相談内容や課題があれば教えていただきたい。おとしより相談センターは、身寄りのない高齢者の支援でかなり苦慮することがあるので、困難ケースというのはどういう傾向があるのか気になるところである。

(2) 第3期成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子（案）について	すてっぷ中央所長	本会が多く関わる困難ケースは、例えば障害のあるお子さんと認知症で高齢の親御さんが同居されていて、多機関連携をしながら支援をする必要があるようなケースである。石川委員がおっしゃったように、身寄りのない方の相談も増えている。身寄りのない方への直接的な支援については、制度を使っの支援というのはしているが、それ以外で本会が支援できることは少ないので、(制度の) 利用が可能な方については専門職を紹介させていただき、任意後見制度や死後事務契約などをご案内している。
	委員長	そのほか、よろしいか。 (意見なし) それでは次の議題に入る。
	委員長	議題(2) 第3期成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針骨子（案）について報告を求める。
	地域福祉課長	資料2及び資料2-2について報告
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	副委員長	確認させていただきたい。 Ⅲ「成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする」「成年後見等の担い手の確保」の、14「モチベーションの確保」というのは、これは後見人候補者の方のモチベーションを維持したいという趣旨でよろしいか。
	すてっぷ中央所長	はい。
	副委員長	もう一つ、その下の「成年後見人等への支援」の、中核機関による「チームの自立支援」を「権利擁護支援チームの自立に向けた支援」としたわけだが、これは自立するのは誰であるか。
	委員長	事務局、いかがか。

すてっぷ中央所長	本人を含めた、本人を取り巻く支援者の皆さんを社協（中核機関）がサポートするのだが、「社協（中核機関）が手を引いても、チームの皆さんが連携しながら本人支援をしていけるように（＝自立）する」という意味合いである。
副委員長	権利擁護支援チームが自立することに向けて、中核機関としてそれを支援するという趣旨でよろしいか。
すてっぷ中央所長	そうである。
副委員長	理解した。
委員長	そのほか、いかがか。 資料２の第２の目指す姿及び施策の方向性のところは、これでよろしいか。 （第２期計画と）継続して、目指す姿と施策の方向性はこれで進めていくということになるが、そのほかもご確認いただいて、何かご意見などがあればお願いしたいが、よろしいか。
委員	目指す姿のところについて、これは新しくつくったという話ではなくて、前にあったものを踏襲しているという理解でよろしいか。
地域福祉課長	そうである。第２期と特に変えていない。（法改正や国の次期計画も策定されていない中で、）あまり大きく変えられないということで、このままにしている。
委員	理解した。 別の質問になるが、「後見事務の円滑化に向けた支援」ということを（仮）として掲げておられて、郵便物の送付先変更手続きのことが書いてあるが、先ほどの（説明で）それ以外に何か（行政が支援できることが）あるのかというご質問もあったと記憶している。後見人が関わる手続というのはいろいろあるが、例えば定額給付金などは、逆に行政としては、絶対本人の住所宛てに送らなければいけないもので、何かそういう事務の円滑化とはまた別の話なのか。

	要は、財産管理の一環としてそういった給付金（の手続き）は一つの（後見事務の）例としてあり得ると思っているが、例えば国民健康保険は世帯主に送るということになっていて、もちろんみんながみんな平和だったら良いが、なかなか難しいケースもある。世帯主でない方が被後見人だった場合、後見人宛てに送付することは法律の壁があってできないというのならまだしも、運用上可能なのであれば、検討していただく余地はあるかなど。郵便物の送付先変更以外にも（行政が支援できる後見事務が）あるかもしれないが、今思いつくのはそれくらいである。
地域福祉課長	国民健康保険については、保険年金課に確認したところ、原則は世帯主に郵送することになっているようである。定額給付金等の突発的なものについては、世帯主等に関わらず、後見人の方に送付先を変更するという対応ができると思うが、定例化しているものではないので、若干漏れてしまう可能性がある。ただ、可能な限りこの送付先変更の運用で対応できるように努めることはできると考えている。
委員	関連して意見がある。中央区の定額給付金を直接見たわけではないが、こちらが申請しないと受け取れないタイプと、自動的に口座に支給されるが、受け取る気がないのであれば返送してください、というようなパターンがあると思う。区によっても違うのでよく分からないが、中央区は、例えば、後期高齢者の関係の還付金の受取先の口座が登録されていると、（別の給付金等についても）同じ口座に送ってくれたりするのか。それとも都度申請するパターンか。申請するパターンであれば、そもそも郵便物が届かないと気が付かないから、最初の段階で後見人に届くように手配してくれたら一番助かるということになる。
委員	どの自治体も恐らくそうだと思うが、中央区での給付金の扱いについては、対象者によるものである。 自治体ごとに申請の有無が決まっているというよりも、例えば対象者が明確で、しかも口座情報を持っているといったときには、基本的には何も返答がなければそのまま給付する。例えば転入された方や口座情報がない方は、口座情報を提出していただかないといけないので、それと併せて申請の意味も兼ねて出していただき、以降の類似のものについては、基本的には申請がなくてもできるようになるということになる。自治体によ

	って変わるというよりも、給付の内容によって申請の有無が関係すると考えている。 それから、(先ほどお話しいただいた、国民健康保険の例もそうであるが、) 対象者のことを考えると、(被後見人) 当事者のところにしか通知を送付できないとなると、申請や手続が漏れるということがあり得るので、法律がどこまで厳格に規定しているかということもあるが、個別具体的に考えていかないといけないと思っている。今の時点で法的な根拠を持っていないのでお答えできないが、本来、その方に給付が届いたり、手続がちゃんと進むということが目的であるので、その都度できるだけ送付先変更に対応できるよう、柔軟に対応していきたいと思っている。
委員	DV・高齢者虐待等のケースや、その可能性があるケース、(それもDVに準じてということになるのかもしれないが、) そういったケースで後見がつく場合があり、例えば世帯主が虐待者だったというケースだと、被虐待者は保護されて別の場所に行くわけだが、住民票を移せなかったりすると、なかなか難しい。 もちろん移した上で秘匿の措置を取るというやり方もあるが、それをやらなかった場合、どうしてもタイムラグができてしまったりする等、難しい問題がある。 実際のところ、送付先の変更の問題というのは、法律の壁もあるのだろうが、ご意見いただいたとおり、できるだけ柔軟にやっていただければ、この後見事務の円滑化という話にもつながっていくのではないかな。 あくまで例外的な話で、ここに書いてあるのは一般的な窓口として一本化するということだと思うが、もしそういった例外的なケースにも手当てをしていただけるようなことがあれば、より後見事務が円滑に進む方向に資するのではないかなと思っている。
委員長	そのほか、いかがか。
委員	今の話にちょっとプラスで、地域によってというのはあると思うが、例えば都営住宅の減免の申請のために、住民票と税の申告と両方を取らなければいけないことがある。そのときに、隣同士の部署で処理をしているのに、都度、登記事項証明書を

	出して、そこでまたコピーをして、身分証明書を見せてということで、すごく手間がかかっている。他区などはワンストップでやってくれるところもあるので、もし中央区でそういった応用が利くようだったら、ぜひお願いしたい。 それから、計画に盛り込むべき施策について、「相談・支援体制」というところで、ぜひ中央区は、おとしより相談センター（地域包括支援センター）と基幹相談支援センターともっと連携を取っていただきたいと思っている。中核機関を介さず、地域包括支援センターから直接社会福祉士に依頼が来ることがあったり、障害を持っている方の情報が中核機関に行っていないかったり、そういったことが見受けられる。例えば連絡会を開催するなどして、おとしより相談センター（地域包括支援センター）や基幹相談支援センターと連携を取れるよう、また、連携の中で相談を把握できるような仕組みがあると良いと思っている。
委員長	事務局、いかがか。
地域福祉課長	先ほどの都営住宅の申請というところで、ワンセットでやれるかというのは、これからの検討次第だと思っている。 連携については、相談支援包括化推進員の中に税務課が追加されたこともあるが、今後の議題として話し合っていければと思っている。なるべくご足労をかけない形で済むように進められたらと思う。
委員	そのたびにコピー、コピーで、無駄が多いという気がしてしまうので。
地域福祉課長	それについては、なるべく負担のないようにしていきたいと考えている。 おとしより相談センター（地域包括支援センター）や基幹相談支援センターは、ほかの会議等でも関わることが多いので、そういったところで機会を捉えていくとか、基幹相談支援センターの事業にこちらが参加していくなど、関係者間で連携していきたいと思っている。
委員長	ほかに、ご意見・ご質問はあるか。

		(意見・質問なし)
	委員長	最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。
	地域福祉課長	会議の時間内に発言できなかったご意見については、意見票で6月9日火曜日までに事務局まで郵送、メール、ファックス、オンラインフォームなどで提出をお願いしたい。 また、その他資料「令和7年度中央区成年後見制度利用促進事業報告」を配布している。こちらは計画策定のスケジュールの都合上、今年の3月12日に開催した、令和7年度の第2回のこの委員会でご説明したところであるが、その時点では令和7年度の実績が確定していなかったため、実績を更新したものになっている。内容をご確認いただき、ご意見等があれば、意見票に記載いただきたい。 次回の委員会は令和8年8月頃を予定している。開催日の1か月前に開催通知を送付する。
4 閉会	委員長	閉会のあいさつ